

# ANTI-CORRUPTION REGULATION SURVEY OF SELECT COUNTRIES 2012

汚職行為防止法に関する  
調査2012 ～東南アジア編～



JONES  
DAY.

One Firm Worldwide<sup>SM</sup>

## 汚職行為防止法に関する調査 2012 ～東南アジア編～

汚職行為防止法に関する調査のご案内（東南アジア編） .....	ii
用語集 .....	iii
インドネシア共和国 .....	1
マレーシア .....	3
ミャンマー連邦共和国 .....	5
フィリピン共和国 .....	8
タイ王国 .....	11
ベトナム社会主義共和国 .....	13
ジョーンズ・デイ 各国の事務所 .....	15

## 汚職行為防止法に関する調査のご案内（東南アジア編）

多くの国における汚職行為防止法の重要性、及び、その規制に違反し又は当該違反を行っている企業若しくは個人と関係を有することによる潜在的リスクについて、多国籍企業の間で、認識が高まっています。

米国は、汚職行為防止法の執行をより強化し続けており、その中には、米国との関連が限定的な、米国外での事業活動を行っている外国企業に対する執行も含まれています。また、英国は、近年、領域外の行為も対象とする、広範囲にわたる汚職行為防止法を導入しました。規制の内容及び執行状況は国毎に異なっていますが、多くの国において、より多くの規制及びより厳格な執行に向けた明確な動きがみられます。

この調査は、東南アジア地域における、複雑かつ発展中の汚職行為防止法の現状の概要をお伝えすることを目的としています。この調査には、各企業の状況及び必要に応じた様々な利用方法が考えられますが、以下に、いくつかの例を紹介します。

- デュー・ディリジェンス この調査は、M&Aの対象や合併事業のパートナーの候補に適用される汚職行為防止法の重要な部分について、その概要を把握するために利用できます。
- ビジネス・パートナーの候補者 この調査は、企業が他国のビジネス・パートナー（例えば、ベンダーや顧客）と新たな関係を構築しようとする場合において、パートナーの現地における事業活動に関連する潜在的リスクの概要を把握するために利用できます。
- コンプライアンス・プログラムの効果の検討 この調査は、国別、地域別又は全世界的なコンプライアンス・プログラムの策定の要否及び策定方法を検討するために利用できます。コンプライアンス・プログラムの策定を検討するにあたり、企業は、はじめに、特定の行為（例えば、贈答や饗応）が現地の規制に違反するかを理解する必要があります。

この調査は、対象国を地域別にアルファベット順で並べ、国毎に一定の事項について記載しています。そのような事項には、(i) 政府関係者及び外国政府関係者に対する贈賄禁止の有無、(ii) 「政府関係者」の意義、(iii) 政府関係者に対する贈答、饗応、旅費に関する規制の有無及び範囲、(iv) 執行に関する問題、並びに、(v) 近時の発展が、含まれています。

この調査はまた、調査対象としている各国の CPI スコア及びランクを記載しています。CPI とは、トランスペラシティ・インターナショナルにより公表されている、腐敗認識指数（Corruption Perceptions Index）であり、認識された汚職のレベルに基づき、世界中の各国についてスコア及びランクを付けているものです。CPI スコアは 10（極めて清廉）から 0（汚職率が高い）までとされており、2011 年には、CPI はこのスコアに基づき、183 カ国をラン

ク付けしています。この調査はまた、調査対象としている各国が締約国となっている主要な国際条約も記載しています。これらの条約は、用語集において定義をしています。

この調査は、特定の国の規制の範囲及び概要を把握するための出発点として利用できますが、特定の事実関係に照らした実際の規制に関する検討の代替とはなりません。また、この調査は、特定の事実又は状況についての法的なアドバイスとはなりません。

特定の国の汚職行為防止法に関する問題が発生した場合のため、この調査の最終章に、特定の事実及び状況に基づく情報の提供、あるいは、より適切な場合には、現地の弁護士の紹介を行うことが可能な、ジョーンズ・デイの担当者を記載しています。また、複数の法域にまたがる問題が発生した場合には、ジョーンズ・デイのチーム（場合によっては、現地の関係事務所を含みます）が、包括的かつ焦点を合わせた回答を提供するために、効果的に協働してサービスを提供することが可能です。

外国法事務弁護士  
スティーブン・デコセ  
パートナー  
[sdecosse@jonesday.com](mailto:sdecosse@jonesday.com)

弁護士  
佐藤 りか  
パートナー  
[rsato@jonesday.com](mailto:rsato@jonesday.com)

外国法事務弁護士  
イアン・ライト  
アソシエイト  
[iwright@jonesday.com](mailto:iwright@jonesday.com)

弁護士  
金子 菜穂  
アソシエイト  
[nkaneko@jonesday.com](mailto:nkaneko@jonesday.com)

ジョーンズ・デイ法律事務所  
東京都港区虎ノ門4丁目1番17号  
電話 03-3433-3939  
FAX 03-5401-2725

## 用語集

用語	意味
CPI	<p>腐敗認識指数（Corruption Perceptions Index）</p> <p>トランスペアランシー・インターナショナルが発表している、専門家による評価とアンケート調査に基づき腐敗認識レベルを国別にランキングしたもの。2011年は、183の国がCPIスコアによりランキングされた。</p> <p>CPIスコアは、10（最も清潔）から0（非常に腐敗）までで表わされる。</p>
OAS	米州機構（Organization of American States）
OAS 条約	<p>米州腐敗防止条約（OAS Inter-American Convention against Corruption）</p> <p>1996年3月採択。</p>
OECD	経済協力開発機構（Organization for Economic Co-operation and Development）
OECD 条約	<p>国際商取引における外国公務員に対する賄賂の防止に関する条約（OECD Convention on Combating Bribery of Foreign Public Officials in International Business Transactions）</p> <p>2012年3月17日現在で39の国が加入している。OECDは実施を強制できず、監視を行うのみである。</p>
UNCAC	<p>国際連合腐敗防止条約（United Nations Convention Against Corruption）</p> <p>腐敗の犯罪化、予防措置、協力と情報交換及び資金回復について規定している。2012年7月12日現在で161の国（EUを含む）が加入、受諾、承認又は批准している。</p>

地域		東南アジア
国		インドネシア共和国
2011 CPI	ランク	100/183
	スコア	3.0
贈賄に関する法律	国内公務員等に対する贈賄	<p>汚職行為防止に関して、汚職犯罪行為撲滅法（1999 年法第 31 号、2001 年法第 20 号及び 2006 年法第 7 号で改正、以下総称して「汚職行為防止法」という。）が、賄賂の供与者及び收受者の双方について規定している。</p> <p><u>賄賂の供与</u>: 以下の場合に政府機関の職員に対してなんらかのものを供与し又はその約束をした者に対して刑罰が科される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公務員の義務に違反する作為又は不作為との引き換えに、又はそれを理由とする場合: 1 年以上 5 年以下の拘禁及び/又は 50,000,000 ルピー以上 250,000,000 ルピー以下の罰金（1999 年法第 31 号第 5 条）</li> <li>（行為との引き換えを要求することなく）その地位の権力又は権限に関連する場合: 3 年以下の拘禁及び/又は 150,000,000 ルピー以下の罰金（2001 年法第 20 号第 13 条）</li> </ul> <p><u>賄賂の收受</u>: 公務員又は公務に従事する者（又は裁判官）が、以下を理由とすることを知って又は疑いながら贈答品を收受又はその約束をした場合、刑罰が科される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>その地位又は権限を理由とする場合: 1 年以上 5 年以下の拘禁及び/又は 50,000,000 ルピー以上 250,000,000 ルピー以下の罰金（1999 年法第 31 号第 11 条）</li> <li>その義務に矛盾する行為たる作為又は不作為（又は法廷での判断）に影響を与えることを理由とする場合: 終身刑又は 4 年以上 20 年以下の拘禁及び 200,000,000 ルピー以上 1,000,000,000 ルピー以下の罰金（1999 年法第 31 号第 12 条）</li> </ul> <p><u>国に対する損害の発生</u>: 以下の行為によって国の財政又は経済に対して損害が発生する可能性を生じさせた者は誰でも刑罰が科される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自己又は他人を利する違法な行為: 終身刑又は 4 年以上 20 年以下の拘禁及び 200,000,000 ルピー以上 1,000,000,000 ルピー以下の罰金（2001 年法第 20 号第 2 条）</li> <li>利益を得ることを目的とした権限濫用行為: 終身刑又は 1 年以上 20 年以下の拘禁若しくは 50,000,000 ルピー以上 1,000,000,000 ルピー以下の罰金（2001 年法第 20 号第 3 条）</li> </ul> <p><u>法人の責任</u>: 汚職行為がある法人によって又はある法人のために行われた場合、当該法人又はその役員にも刑罰が科される（1999 年法第 31 号第 30 条）。</p> <p>*汚職行為の対象金額が 5,000,000 ルピー未満である場合、拘禁刑の上限は 3 年、罰金の上限は 50,000,000 ルピー以下に引き下げられる（2001 年法第 20 号）。</p>
	外国公務員等に対する贈賄	<p>2006 年法第 7 号は外国公務員等に対する贈賄を禁止し UNCAC を批准しているが、これを実施する法律が存在していないため、外国公務員等に対する贈賄はインドネシアにおいて執行不可能な犯罪である。</p> <p>インドネシア政府は、汚職行為防止法の改革に取り組んでおり、公開されている原案では外国公務員等に対する贈賄の禁止条項が規定されているが、最終案に当該条項が規定されるのか、法案が議会で可決されるのかは不確かである。</p>
	民間における贈賄	<p>インドネシアには、民間部門での賄賂を特に禁止する法律はない。しかしながら、汚職行為防止法で定義される「政府関係者又は職員」は広義であり、（1）国の財政又は地域の財政から援助を受ける法人、及び（2）国又は公共から資本提供や融資を受けるその他の法人が含まれることにより多数の企業が該当</p>

		する可能性がある。
定義	政府の従業員	<p>狭義の公務員、（選出され任命された）公務に従事する者及び軍隊の構成員に加えて、汚職行為防止法上「政府機関の職員」は、（１）国の財政又は地域の財政、（２）国の財政又は地域の財政から援助を受ける法人又は（３）国又は公共から資本提供や融資を受けるその他の法人のいずれかから、給料又は賃金を得ている者を含んでいる。</p> <p>当該定義は、国営企業の従業員を含んでいるだけではなく、輸入関税の免除（例 マスター・リスト・ファシリティーズ）を受けているインドネシアにおいて投資を行う外国法人や短期資金を借り入れている銀行をも含むと解釈される。</p>
	贈物（贈答、接待等）	<p>旅行、接待等に関しては、汚職行為防止法では直接には規定されていないが、全て「贈物」に該当するものであり、收受者の地位に関連し又はその行為と引き換えに供与される場合、賄賂とみなされる可能性がある。</p> <p>当該贈与が 10,000,000 ルピー以上の価値を有する場合、收受者は当該贈与が賄賂ではなかったことについて挙証責任を負う（10,000,000 ルピー未満である場合は検察官が挙証責任を負う。）。</p> <p>收受者が汚職行為撲滅委員会（KPK）に報告した場合、贈与の收受は賄賂とはならない。KPK は報告者が当該贈与を保持していかどうかを決定する（2001 年法第 20 号第 12B 条）。</p>
現状	執行機関	<p>KPK は 2002 年第 30 号法に基づき設置された独立の機関であり、国に生じる損害が 10 億ルピー以上であり、法執行機関が関与し、公共の注意や関心を引いている汚職行為に関する犯罪を捜査・起訴する権限を有する。</p> <p>それよりも損害額や公共の関心が低い場合、警察及び地区検察局が捜査を行う場合がある。</p>
	執行に関する問題	<p>(1) 内部告発者に対する弱い保護- 証人及び被害者保護法（2006 年法第 13 号）の成立にもかかわらず、内部告発者は告発に対する報復措置から必ずしも保護されていない。証人及び被害者保護機関も、2006 年法第 13 号の施行後も 2 年間創設されず、資金も援助されなかった。</p> <p>(2) KPK は、一定の要件を満たした犯罪を捜査及起訴する権限のみ有する。</p> <p>(3) KPK の資金や要員は非常に限られている。</p>
	最近の動き	特になし
汚職行為防止に関する国際条約への参加	OECD 条約	不参加
	UNCAC	<p>署名: 2003 年 12 月 18 日</p> <p>批准: 2006 年 9 月 19 日</p>
最終更新		2012 年 8 月 21 日

地域	東南アジア	
国	マレーシア	
2011 CPI	ランク	60/183
	スコア	4.3
贈賄に関する法律	国内公務員等に対する贈賄	<p>汚職行為防止についての主要な法律は、2009年汚職行為防止委員会法（ACCA）である。</p> <p><u>賄賂の供与</u>: 公共団体の公務員に対し、公務員が当該行為を行う権力、権利、機会を有していなかった場合又は当該行為を行う意図もなく贈与を受け取った場合であるか否かに関わらず、当該公務員の公共団体における意思決定に関する投票又は棄権、職務の作為又は不作為、又は公的な立場での差別的取扱いに対する、誘因又は見返りとして贈与を申し込むことは犯罪となる（ACCA 第 21 条）。</p> <p><u>賄賂の收受</u>: 上記の行為に対し、誘因又は見返りとして贈与を要求し又は收受することは犯罪となる（ACCA 第 21 条）。</p> <p>刑法は、ACCA の制定前から存在し、その他の国内贈賄罪について規定している。</p> <p><u>法人の責任</u>: ACCA 上「人」には、「法人格の如何にかかわらず団体」が含まれ、刑法上「法人格の如何にかかわらず会社、機関、団体」を含まれるため、理論上は、法人も刑事責任を負う可能性がある。</p>
	外国公務員等に対する贈賄	<p><u>賄賂の供与</u>: 外国公務員等に対し、当該外国公務員等の国又は当該外国公務員等が公務を執行する国際的公共機関の活動又は決定に対する影響力の行使、職務の作為又は不作為、特定の者の利益となるような契約の締結又は不締結に対する、誘因又は見返りとして贈与を自ら又は仲介者を通じて供与し、申込み、約束することは犯罪となる（ACCA 第 22 条）。</p> <p><u>賄賂の收受</u>: 上記の行為と引き替えに、外国公務員が、何らかの贈与を要求、收受又はその約束をし、又は得ようと試みることは犯罪となる（ACCA 第 22 条）。</p> <p>実務上の慣例であったとの主張は、被告人の抗弁として認められない。</p> <p>賄賂の供与者も收受者も、20 年以下の拘禁及び賄賂の金額の 5 倍又は 1 万リンギットのいずれか高い方の罰金を科される。</p>
	民間における贈賄	ACCA 上、公務員に対する贈賄及び民間での贈賄のいずれも禁止されている（ACCA 第 16 条）。
定義	政府の従業員	<p>国内公務員には、一般的に、政府機関、国会、州議会、連邦裁判所、その他の連邦政府機関、州政府、地方自治体、政府によって過半数が保有されている会社、登録された団体及び労働組合といった公共団体の構成員、役員、職員及び従事者並びに公的資金から報酬を得ている者が含まれる。</p> <p>外国公務員等には、一般的に、任命又は選出されたかどうかを問わず、外国の立法、行政、司法又は行政事務上の役職に就いて、外国での公的機能を執行する者又は国際的公共機関のために行為する者を含む。</p>
	贈物 (贈答、接待等)	<p>「贈物」の定義は広く、金銭的利益の他サービスや便宜供与も含まれる。</p> <p>ACCA 上、支払額が僅少である場合は除外事由とはされていないが、1998 年に公的サービス部が発行した公的サービスにおける贈答品の供与及び收受に関するガイドラインでは、贈答が許される限定的事由及びかかる贈答品を收受する際に遵守すべき承認手続が詳細に規定されている。</p>
現状	執行機関	マレーシアの汚職行為防止委員会（MACC）は、ACCA 及び刑法上の汚職犯罪を捜査する権限を有している。それ以外のマレーシアの法執行機関もまた汚職



		<p>犯罪を捜査できるが、例えば、金融機関及びその他の人又は団体に対する文書開示要請権限といった、ACCA 上 MACC に認められる特別な捜査手段の利用ができない。</p> <p>検察官の役割を担う法務長官の承諾を得て、MACC は汚職犯罪を起訴できる。</p>
	執行に関する問題	<p>(1) 2010年に内部告発者保護法が制定されたが、法の実施に向けた政治的取組が十分ではないために、依然として発効に至っていない。</p> <p>(2) 現在、マレーシアでは二大政党間の政権争いが続いており、汚職行為防止法の実施への関心が薄くなっている。</p> <p>(3) MACC は与党に直接支配されることから、MACC による法の執行もえり好みがあるように見受けられる。</p>
	最近の動き	特になし
汚職行為防止に関する国際条約への参加	OECD 条約	不参加（オブザーバー資格）
	UNCAC	<p>署名：2003年12月9日</p> <p>批准：2008年9月24日</p>
最終更新		2012年8月17日

地域		東南アジア
国		ミャンマー連邦共和国
2011 CPI	ランク	180/183
	スコア	1.5
贈賄に関する法律	国内公務員等に対する贈賄	<p>汚職行為防止に関連する犯罪は、汚職行為防止法、汚職行為防止法改正法及びミャンマー刑法の三つの主要な法律で規定されている。基本的に、賄賂の仲介者及び收受者が刑罰を科される。しかし、現在のミャンマーの法令では、賄賂の申込行為は犯罪行為ではない。</p> <p><b>賄賂の收受:</b> 公務に従事する者又は公務に従事する可能性のある者が、自己又は他人のため、職務の作為又は不作為と引き換えに、贈物（法律上の報酬は除く。）の要求、收受又は收受の約束をすることは、その作為又は不作為が現実に行われたか否か問わず、犯罪となり、3年以下の拘禁、罰金又はその両方が科される（刑法第 161 条）。</p> <p><b>汚職行為の仲介:</b> 何人も、汚職行為又は違法な手段により、公務に従事する者の職務の作為若しくは不作為又は恣意的な職務の遂行を働き掛けることに対する動機又は見返りとして、贈物の要求、收受又は收受の約束をすること、又は公務員に対して役務を提供し、提供を試み、又は害を与えることは犯罪となり、3年以下の拘禁、罰金又はその両方が科される（刑法第 162 条）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 本条にいう「人」は、あらゆる会社、組織又は団体を含み、法人化されているかどうかを問わない（刑法第 11 条）。</li> <li>• 何人も、上記と同様に働き掛けることに対する動機又は見返りとして、贈物の要求、收受又は收受の約束をし、かつ、公務員に私的な影響力の行使をすることは犯罪となり、1 年以下の拘禁、罰金又はその両方が科される（刑法第 163 条）。</li> <li>• 公務に従事する者が上記犯罪の教唆をすることは犯罪となり、3 年以下の拘禁、罰金又はその両方が科される（刑法第 164 条）。</li> </ul> <p><b>公務の遂行に関する職権濫用罪:</b> 公務に従事する者が以下の行為に不正又は詐欺の意図をもって関与した場合犯罪となる。</p> <p>常習として刑法第 161 条又は第 163 条の罪を犯した場合、汚職行為若しくは違法な手段又は職権の濫用により何らかの財物又は金銭的利益を得た場合、公共の利益を害する不正の行為をした場合、又は委託された公共の財物について不正に流用又は濫用した場合。</p> <p>これらの場合 7 年以下の拘禁及び濫用行為により得た全ての利益の没収が科される（改正後の汚職行為防止法第 4 条）。</p> <p><b>汚職の推定:</b> 公務に従事する者が、自己又は他人のため、当該公務に従事する者による又はその者に関連する手続又は既に取りがなされ若しくは今後取引がなされるビジネスに関与した、関与している、又は関与する見込みのある者から、対価関係なしに又は当該対価が不適切であることを知って、財物を要求、收受、又は收受の約束をすることは犯罪となり、2 年以下の拘禁、罰金又はその両方が科される（刑法第 165 条）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 上記のいずれかの犯罪についての裁判において、被告人が、贈物（法律上の報酬は除く。）又は財物の要求、收受又は收受の約束をしていたことが明らかになった場合、当該財物は刑法第 161 条乃至 165 条に規定される動機又は見返りであると推定（反証は許される。）される。</li> </ul> <p>上記の犯罪の裁判で、被告人が又は被告人のために第三者が、正当な収入として相当と認められない金銭的利益又は財産を保持し、又は保持していたことが明らかになった場合は、裁判所はそれを上記犯罪に関連して取得されたものであると推定する。</p>

	外国公務員等に対する贈賄	現在ミャンマーでは、外国政府又は国際機関の職員に対する賄賂の供与は犯罪とされていない。
	民間における贈賄	現在ミャンマーでは、民間企業での賄賂は犯罪とされていない。
定義	政府の従業員	<p>公務に従事する者は刑法（刑法第 21 条）により定義され、同じ定義が汚職行為防止法においても用いられている。</p> <p>「公務に従事する者」とは、以下のいずれかの者をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 政府と契約関係にある職員</li> <li>● 国の陸軍、海軍又は空軍の士官</li> <li>● 裁判官</li> <li>● 裁判所の職員</li> <li>● 陪審員、裁判所の資産査定人又は裁判所の職員又は公務に従事する者の補助を行う村の委員会の構成員</li> <li>● 仲裁人、又は裁判所又は他の所轄当局からある原因や事項について決定又は報告について照会を委託された者</li> <li>● 人を拘禁する権限を有する職にある者</li> <li>● 犯罪の予防、犯罪に関する情報の提供、犯罪者を司法手続にかけること又は公衆の衛生、安全又は利便性を確保することを職責とする政府の職員</li> <li>● 行政サービスを提供する公務員又はその職務の履行について政府から報酬を受け取っている公務員</li> <li>● 政府の構成員</li> <li>● 財産を収用し、譲り受け、管理し又はその範囲を拡張すること、調査又は査定を行うこと、非宗教的な公的な目的のために村、町又は地域で税を徴収すること、又は村、町又は地域の住民の権利を確定する書類を作成、証明又は保管することを職責とする職員</li> <li>● 選挙名簿を準備、発行、管理若しくは修正すること又は選挙若しくは選挙の一部を執り行うことを内容とする権限を有する職にある者</li> </ul> <p>「政府」とは、ミャンマーのいずれかの地域の行政府を運営する権限のある者をいう（刑法第 17 条）。</p> <p>「公務員」とは、あらゆる公務に従事する者、国会議員及び政府の職員を含む。</p>
	贈物（贈答、接待等）	<p>「贈物」は広く定義され、金銭的贈与や金銭的価値で評価できる報酬に限られない（刑法第 161 条）。</p> <p>「法律上の報酬」は、公務に従事する者が合法的に要求できる報酬に限られず、政府から受領することを許された全ての報酬を含む（刑法第 161 条）。</p>
現状	執行機関	法律上、汚職行為防止に関する法令を執行することを任務とする独立の機関は設けられていない。汚職行為防止法は、刑法第 161 条乃至第 165 条に規定された犯罪について審理する「特別裁判官」を任命する裁量を大統領に与えている。そのような裁判官は現在在任していない。
	執行に関する問題	現行法は、執行責任を特別の機関に委譲しておらず、執行は地方及び国家警察の職務の範囲内にある。
	最近の動き	2012 年 7 月 15 日、ミャンマーの官報は、上院で検討されていたミャンマーの新しい汚職行為禁止に関する法案を発表した。ニューライト・オブ・ミャンマー紙（国有の新聞紙）は、2012 年 9 月 5 日、贈賄禁止に関する法案が両院で可決されたと伝えた。この報道から、かかる法案の制定にはあと大統領の承認を残すのみであると思われる。汚職行為禁止に関する法案（2012 年 7 月 15 日発表）の草案及び贈賄禁止に関する法案（2012 年 9 月 5 日可決と報道）が同一の法案なのか別個の法案なのかは明らかでない。
汚職行為防止	OECD 条約	不参加

に関する国際条約への参加	UNCAC	署名: 2005年12月2日
最終更新		2012年9月13日

地域	東南アジア	
国	フィリピン共和国	
2011 CPI	ランク	129/183
	スコア	2.6
贈賄に関する法律	国内公務員に対する贈賄	<p>フィリピンでは、国内公務員に対する汚職行為防止の主要な規制は、改正刑法（以下「刑法」という。）である。同法は、公務員の贈賄、汚職にかかる定義及び罰則を規定し、公務員と民間人の両方に適用される。</p> <p>もう一つの汚職行為防止の主要な規制は、収賄及び汚職行為防止法（共和国法第 3019 号（法第 3019 号））であり、具体的な汚職行為を列挙して規定しており、公務員と民間人の両方に適用される。法第 3019 号の下で禁止される行為には、以下のものが含まれる：</p> <p>あっせん収賄行為、政府との契約に関連して利益を得ること、権力の行使により利益を得ること、取引相手である会社への就職、行政上及び司法上の権力の行使に当たり不当な損害を生じさせること、私的な利益を得るために任務を遂行しないこと、著しく不利な取引の実行、取引相手である会社の持分の取得、当局の許可を得る前の案件についての利益の取得、是認されていない利益や許可の承認、信頼違背</p> <p>フィリピンにおける他の汚職行為防止に関連する法は、以下のものを含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 略奪防止法（法第 7080 号）は、「略奪」罪について定義し、公務員が総計で 5 千万フィリピンペソ以上の不正な利益を得た場合の罰則を規定する。</li> <li>● 公務員及び政府職員の服務規律及び倫理基準に関する法律（法第 6713 号）は、公務員の服務規律について規定し、これには、職務に関連して、贈答品、心づけ、貸付、優遇、接待の要求又は收受の禁止も含まれている。</li> <li>● 公務員及び政府職員の不正に得た利益の没収に関する法律（法第 1379 号）では、公務員の在職中に財産が取得され、それが当該公務員の給与、その他適法な収入及び適法に取得した財産からみて明らかに不相応である場合には、当該財産が違法に取得されたという一応の推定が働く旨を規定する。</li> <li>● 公務員及び政府職員の贈収賄処罰法（大統領命令第 46 号）は、公務員が贈答品を收受すること及び民間人が公務員に敬意を表するための贈答品の申込み及びパーティーの開催や接待を禁止する。</li> <li>● 2007 年反官僚主義法（法第 9485 号）は、国民への行政サービスの提供を効率化することを目的とし、その手段として、官僚的な手続を減らし、収賄や汚職を防止するとともに、政府のために働く者であるか否かにかかわらず、金銭上の利益又はその他何らかの利益若しくは対価を得て、取引を迅速に完了することを手助けする「フィクサー」に対する刑事制裁を規定する。</li> <li>● 2001 年のマネー・ロンダリング防止法（修正法第 9160 号、その後の改正も含む。）は、同法において「非合法活動」として禁止されているマネー・ロンダリング活動に関わった者（公務員を含む。）に対し刑事罰を科しており、これらの活動には、他の汚職行為防止に関連する法律におけるマネー・ロンダリング活動の委託も含まれる。</li> </ul> <p><u>法人の責任</u>：自然人のみが犯罪を犯したとして起訴され、刑事責任を問われる。しかし、法律で明確に規定されている場合には、会社（又は他のいかなる法人）にも罰金が科せられ、場合によっては解散又は免許等の取消しがなされる。</p>
	外国公務員等に対する贈賄	フィリピンには、現在、外国公務員等に対する贈賄を禁止する国内法はない。
	民間における贈賄	フィリピンには、現在、民間の商業賄賂を禁止する国内法はない。
定義	政府の従業員	<p>「公務員」の定義は、汚職行為防止に関する法令によって様々である。</p> <p>刑法第 203 条では、「公務員」とは、「法律の規定、普通選挙又は所轄する当</p>

		<p>局の任命により、フィリピン諸島の政府の公共的機能の遂行に関与し、又は同政府やその支局においてその地位に関わらず職員、代理人又は下級公務員として公務に従事する者」と定義されている。</p> <p>法第 3019 号の第 2 条(b)では、「公務員」とは、同 2 条(a)に関しては、選挙で選出され又は任命された公務員又は職員（常用又は臨時を問わない。）で、雇用形態にかかわらず、政府から何らかの報酬（名目的なものを含む。）を受けている者と定義されている。</p> <p>法第 6713 号の第 3 条(b)では、「公務員」とは、同 3 条(a)に関しては、選挙で選出され又は任命された公務員又は職員（常用又は臨時を問わない。）で、専門的又は非専門的業務であるかを問わず、金額の多寡に関わらず、政府から何らかの報酬を受けている者で、軍や警察関係者も含むと定義されている。</p> <p>フィリピンの法律では、UNCAC の第 2 条(b)にある定義の他は、「外国公務員等」についての定義はない。</p>
	<p><b>贈物（贈答、接待等）</b></p>	<p>「贈物」とは、汚職行為防止に関する法令の中で広く定義されており、接待、貸付、便宜やサービスを含むものとされている。</p> <p>唯一の例外は、法第 3019 号の第 14 条に定められており、地元の習慣又は慣習法に従い、感謝又は有効の印として要求することなく通常贈られる、ほんのわずかの又はさほど価値のない贈答品には適用されない旨が明確に規定されている。</p> <p>刑法及び法第 3019 号のいずれも、適用される贈与の金額の下限については定めておらず、裁判所は、汚職行為防止に関する法令上の定義を厳格に解釈する傾向にある。</p>
<p>現状</p>	<p><b>執行機関</b></p>	<p>汚職行為防止対策を担当する機関は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• オンブズマン機関及び特別検察庁が、汚職事件を捜査及び起訴する。</li> <li>• 特別裁判所（Sandiganbayan）又は地方裁判所が汚職事件を取扱う。いずれの裁判所で裁判を行うかは事件に関与した公務員の地位によって決まる。</li> <li>• フィリピン国家警察はその犯罪捜査及び摘発課を通じて、国家捜査局はその汚職行為防止部を通じて、汚職犯罪について捜査する。</li> <li>• 大統領府汚職行為防止対策委員会は、政府の汚職行為防止対策に関して大統領をサポートし、行政部や政府の所有又は支配下にある会社に帰属する大統領が任命した者に関する事件の審理を行う。</li> <li>• 民間サービス委員会は、政府の中央人事院であり独立した憲法上の機関であるが、行政サービスにおける清廉性、効率性及び説明責任を促進する役割を担っている。同委員会は、収賄及び汚職に関する告発に対する抗告事件を含む行政事件についても管轄する。</li> <li>• 監査委員会も憲法上の独立機関であり、歳入、公的資金及び財産の使途や支出に関連する全ての会計を検査、監査及び確定する権限及び責任を有しており、政府資金及び財産の、不法な、不必要な、過大な、多額の及び法外な支出や使途を防ぎ、否認することを目的としている。</li> </ul>
	<p><b>執行に関する問題</b></p>	<p>捜査及び裁判手続の行き詰まり（Clogged investigation and court docket）、不正蓄財の回収の遅延、（政府保有情報に対する国民の広汎なアクセスを可能とする情報公開法など）重要な法案の可決手続の遅延、収賄及び汚職関連の犯罪で起訴された公務員に対する比較的低い有罪判決率</p>
	<p><b>最近の動き</b></p>	<p>2011 年 12 月、グロリア・アロヨ元大統領及び他の元公務員らは、オンブズマン機関から、法第 3019 号及び法第 6713 号違反を理由として起訴された。この起訴は、フィリピン政府国営放送及び中国の電気通信会社である中興通迅（Zhing Xing Telecommunications Equipment）との間の取引に関するものであった。本事件は審理中で、被告人らはその後追加の汚職関連犯罪で起訴された。</p> <p>2011 年 12 月、下院は、当時在職中のレナート・コロナ最高裁判所長官を弾劾する申立てを承認した。弾劾の根拠は、収賄及び汚職に対する責任で、これにはアロヨ元大統領に対する便宜についての容疑も含まれていた。2012 年 5 月、上</p>

		<p>院は、レナート・コロナを弾劾中で申し立てられた責任の一つについて有罪とする旨の決定をした。</p> <p>2012年7月、オンブズマン機関は、アロヨ元大統領及び他の公務員に対し、国家慈善宝くじ事務局の資金のうち3億6千6百万フィリピンペソを不正流用した容疑を理由として、略奪罪で起訴した。同事件は、特別裁判所（Sandiganbayan）第一部で審理される予定である。</p> <p>同様に、2012年7月、何人かの公務員（フィリピン娯楽ゲーム公社の元会長 Efraim Genuino やセブ島知事 Gwendolyn Garcia を含む。）が、汚職犯罪で、起訴された。</p>
汚職行為防止に関する国際条約への参加	OECD 条約	不参加
	UNCAC	署名:2003年12月9日 批准:2006年11月8日
最終更新		2012年9月14日

地域		東南アジア
国		タイ王国
2011 CPI	ランク	80/183
	スコア	3.4
贈賄に関する法律	国内公務員等に対する贈賄	<p>タイでは、汚職行為防止に関する犯罪は、刑法（仏滅紀元 2449 年）、政府機関職員の犯罪に関する法律（仏滅紀元 2502 年、以下「政府職員法」という。）、汚職行為防止基本法（仏滅紀元 2542 年、以下「汚職行為防止法」という。）、公務員倫理規程の裁定に関する公務員任用委員会事務局規則（仏滅紀元 2537 年）、道徳倫理政策規程（仏滅紀元 2553 年）及び倫理基準に基づく政府関連機関の職員による財産その他利益の收受についての規定に関する国家汚職行為防止委員会事務局の通達（Notification of the Office of the National Counter Corruption Commission Concerning the Provisions of the Acceptance of Property or Any Other Benefits on Ethical Basis by State Official）（仏滅紀元 2543 年）を含む多数の法令等によって規定されている。原則として、賄賂の供与者、仲介者及び收受者は、刑事罰を科されうる。</p> <p><b>賄賂の供与:</b> 公務員に対し、不正に職務を行なわせること、職務を行なわせること又は職務を遅延させることを目的として、財産又は利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者には、以下の刑罰が科される（刑法第 144 条）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 5 年以下の拘禁及び/又は 10,000 バーツ以下の罰金</li> <li>• 裁判官、検察官及びその他事件に関わる公務員に対する贈賄は、7 年以下の拘禁又は 14,000 バーツ以下の罰金（刑法 167 条）</li> </ul> <p><b>賄賂の收受:</b> 公務員が、その作為又は職務の不作为と引き換えに、財産又は利益を要求し、又は收受し若しくは收受の約束をした場合には、以下の刑罰が科される（刑法 149 条）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 5 年以上 20 年以下の拘禁及び 20,000 バーツ以上 40,000 バーツ以下の罰金、又は死刑</li> </ul> <p>*贈賄が犯罪を構成するのは、公務員の作為又は不作为が当該公務員の法的義務に抵触する場合に限られる。他方、収賄は、公務員の作為又は不作为が当該公務員の法的義務に抵触するか否かにかかわらず、犯罪となる。</p> <p><b>法人の責任:</b> 賄賂の供与が、法人の代表者により、その権限の範囲内で、かつ、法人のために行われた場合には、法人は贈賄により刑法上罰せられる可能性がある。但し、法人に対しては罰金のみが科される（もともと、代表者個人は、共同被告人として起訴され、拘禁刑が科されうる。）（タイ最高裁判所判決仏滅紀元 2506 年 787 号及び 788 号）。</p>
	外国公務員等に対する贈賄	<p>タイでは現在、外国政府や国際機関の職員等に対する贈賄は犯罪とされていない。タイの法制委員会は、外国公務員等に対する贈賄に関する規定を刑法に盛り込むよう改正を提案しており、また、タイ司法省も、特に外国での汚職行為に対処する新法の制定を提案している。しかし、現内閣（2011 年半ばに組閣）において、まだこれらの提案は審議されていない。</p>
	民間における贈賄	<p>タイでは現在、民間部門での贈賄は犯罪とされていない。しかし、贈賄が入札談合やその他不公正な取引方法に関して行なわれた場合、その他の法律（例えば、入札談合法（仏滅紀元 2542 年）及び競争法（仏滅紀元 2542 年））によって起訴される可能性がある。</p>



定義	政府の従業員	<p>政府の職員は、汚職行為防止に関連する法令によって異なる定義がなされている。</p> <p>刑法：「公務員」とは、タイ政府から給与が支払われているか否かにかかわらず、行政機能を担うようタイ政府によって任命された者のことをいう（最高裁判所判決仏滅紀元 2490 年 700 号、仏滅紀元 2506 年 82 号乃至 86 号、仏滅紀元 2500 年 1397 号及び 1398 号）。過半数を国に保有されている企業の従業員は、「公務員」に該当する可能性がある。</p> <p>政府職員法：「政府関連機関の職員」とは、タイ政府によって資本の 50 パーセント超を保有されている機関、企業、機構その他事業体で働いている者を含む。</p> <p>汚職行為防止法：「公務に従事する者」とは、政治力を伴う地位を有する者、又は国営の企業又は機構において職務を執行する者のことをいう。</p>
	贈物（贈答、接待等）	<p>国家汚職行為防止委員会（以下「NACC」という。）が 2000 年に出した「3,000 タイバーツルール」によると、公務に従事する者は、親族以外の者から、形態を問わず（旅行や接待等を含む。）、3,000 バーツを超える金銭的価値を有する贈答品の收受を禁止される。公務に従事する者が、相手方との友好関係や親善関係を維持するために、3,000 バーツを超える贈答品を收受せざるをえないと考える場合は、かかる贈答品について上司に報告する義務を負い、報告を受けた上司は、贈答品を受け取って良いか否か、又は返還すべきか否かについての決定を行なうことになる。</p>
現状	執行機関	<p>NACC は、汚職犯罪を防止及び調査するために、1997 年憲法及び汚職行為防止法に基づいて設立された。NACC は、幅広い捜査権限を有しているが、犯罪を実際に起訴する権限ではなく、起訴するためには事件を検察官に送致しなければならない（但し、2011 年改正法によって、NACC の中に起訴部門を最終的には設立する旨の規定が置かれたようである。）。それと同時に、NACC は、問題となっている公務員の告発の可否を決定すべく、上院に対して報告をすることもできる。</p>
	執行に関する問題	<p>NACC の人材不足 - 改正前の汚職行為防止法においては、各調査委員会の議長は NACC の委員が務めることになっていたが、NACC の委員は 9 人しか存在しない。</p> <p>関係法令は制定されているものの（2003 年刑事事件における証人保護法）、内部告発者に対する保護が弱い。</p>
	最近の動き	<p>汚職行為防止法の改正又は新法の制定により外国公務員等に対する贈賄の規制を行うことに関する議論があったが、最近議論は進んでいない。</p> <p>汚職行為防止法の 2011 年改正法（2011 年 4 月に可決）では、地方汚職行為防止委員会（以下「PACCs」という。）の設置についても規定された。PACCs は、地方における NACC としての機能を有する。2013 年 4 月に PACCs が始動すると、NACC が選任した 200 の地方委員が存在することとなり、捜査員全体の人員増加が見込まれる。</p>
汚職行為防止に関する国際条約への参加	OECD 条約	不参加
	UNCAC	<p>署名: 2003 年 12 月 9 日</p> <p>批准: 2011 年 3 月 1 日</p>
最終更新		2012 年 8 月 29 日

地域		東南アジア
国		ベトナム社会主義共和国
2011 CPI	ランク	112/183
	スコア	2.9
贈賄に関する法律	国内公務員等に対する贈賄	<p>刑法及び 2005 年汚職行為防止法では、賄賂の供与、收受及び仲介が犯罪となる。</p> <p><u>賄賂の供与</u>: 200 万ベトナムドン以上の価値のある賄賂を供与する行為は犯罪となる（刑法第 289 条）。明確には規定されていないが、（刑法第 279 条及び汚職行為防止法第 1 条第 3 項を併せて解釈すると）賄賂は、政府又は公共機関において権限又は地位を有する者に対して供与されるものでなければならないと解釈される。</p> <p><u>賄賂の收受</u>: (1) 收受者が権限又は地位を有し、その権限又は地位を利用し、(2) 200 万ベトナムドンを超える賄賂を收受し、(3) 賄賂によって作為又は不作為を行ったときは犯罪となる（刑法第 279 条）。</p> <p><u>賄賂の仲介</u>: 賄賂が汚職行為に関連するときは、刑法により、賄賂を仲介した者が起訴されることがある。</p> <p>刑罰は、法人ではなく、特定の個人に対して科される。個人については、終身刑又は有期の拘禁、賄賂の価額の 5 倍を上限とする罰金、及び一定期間の特定の職務への従事の禁止が科される可能性がある。</p> <p><u>法人の責任</u>: 法人に対する刑事責任の規定はない。</p>
	外国公務員等に対する贈賄	ベトナムには、外国公務員等に対する贈賄を特に禁止する国内法はない。汚職行為防止法は外国公務員等に対する贈賄に関して何ら言及していないが、外国公務員等に対する贈賄については汚職行為防止法の適用範囲外とするのが一般的理解である。政府は、UNCAC プランを実施すべく汚職行為防止法の改正に目下取り組んでいるものの、同法の適用範囲が外国公務員等にまで拡大されるかは不透明である。
	民間における贈賄	ベトナムには、民間部門での贈賄を特に禁止する国内法はない。政府機関内において権限を有する地位にある者に関連する贈賄が、刑事罰の対象となる。
定義	政府の従業員	汚職行為防止法では、「権限及び／又は地位を有する者」には、（選出され又は任命されて就任した）基幹人員、（政府が給与を支払っている）公務員、軍人又は警察官、及び国有企業の役員又は管理職が含まれる。同法には、「権限を伴う任務及び職務を割り当てられた者」という包括条項も設けられている（同法第 1 条第 3 項）。
	贈物（贈答、接待等）	<p>贈答品には、金銭、財産その他重要な利益が含まれる。政府首相の決定 64/2007/QD-TTg 号は、国家予算が使用される機関、組織、部署並びに基幹人員及び公務員に適用される贈答品の供与、收受及び返礼に関する規則が規定されており、公務員が收受できる贈答の範囲に関するガイドラインを提供している。</p> <p>收受を禁じられる贈答は、公務員の権限の下で運営され又は活動に従事する機関又は個人から、理由なく又は贈賄の意図を以て供与されるものとされている。</p> <p>收受を許される贈答は、休暇中又は特別な場合における 50 万ベトナムドン未満の価値のものとされている。</p>
現状	執行機関	独立した執行機関は存在しない。治安省の管轄で、汚職行為調査部が、専門の執行部門として設置されている。
	執行に関する問題	刑事罰は、200 万ベトナムドンを超える贈賄のみに適用される。

		<p>汚職行為への取組みを専門とする独立の機関が存在しない。汚職行為調査部は、警察を支援し又は汚職事件を直接捜査するベトナムの専門機関ではあるが、治安省の管轄下であり、高位の政府職員の影響下にある。</p> <p>司法権は十分な独立性が担保されておらず、それ自体腐敗の可能性がある。</p> <p>内部告発制度が存在せず及び市民からの協力も得られていない。</p> <p>汚職行為防止に関する調査に協力したベトナム企業の約半数が、事業を行う上で公務員等への贈賄をせざるを得なかった経験があると述べている。</p>
	最近の動き	特になし
汚職行為防止に関する国際条約への参加	OECD 条約	不参加
	UNCAC	署名: 2003 年 12 月 10 日 批准: 2009 年 6 月 30 日 (留保付き)
最終更新		2012 年 7 月 13 日

## ジョーンズ・デイ 各国の事務所

アーヴァイン  
アトランタ  
アムステルダム  
アル・コバール  
クリーブランド  
コロンバス  
サンディエゴ  
サンパウロ  
サンフランシスコ  
シカゴ  
シドニー  
シリコンバレー  
シンガポール  
ジッダ  
ダラス  
デュッセルドルフ  
ドバイ  
ニューヨーク  
パリ  
ピッツバーグ  
ヒューストン  
フランクフルト  
ブリュッセル  
ボストン  
マドリード  
ミュンヘン  
ミラノ  
メキシコシティ  
モスクワ  
リヤド  
ロサンゼルス  
ロンドン  
ワシントン  
上海  
北京  
台北  
東京  
香港

ジョーンズ・デイの出版物は、特定の事実関係又は状況に関して法的助言を提供するものではありません。本書に記載された内容は、一般的な情報の提供のみを目的とするものであり、問題の包括的な分析又は法的アドバイスを構成するものではなく、そのような意図を有するものでもありません。適用される法律は、技術上のものであり、実際の事実や状況に基づく適切な法的アドバイスを必要とします。当事務所の事前の書面による承諾を得た場合を除き、(なお、かかる承諾を付与しまたは撤回するか否かは当事務所の任意裁量に属します)、他の出版物又は法的手続において引用し、又は参照することはできません。当事務所の出版物について転載の許可を希望される場合は、当事務所のウェブサイト([www.jonesday.com](http://www.jonesday.com))にある“Contact Us”の箇所にある所定のフォームをご利用下さい。本書の郵送その他の送信は、弁護士と依頼者との関係を構築することを意図するものではなく、また本書の受信により、そのような弁護士と依頼者との関係が形成されるものではありません。本書に記載された意見は、執筆者の個人的な見解を示すものであり、当事務所の見解を反映したものではありません。